

一般社団法人人工知能学会の研究会への投稿論文等に関する著作権規程

2017年7月18日理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人人工知能学会（以下、「本学会」という。）の第一種研究会、第二種研究会及び第三種研究会が編集、発行及び公開する研究会資料（印刷物、CD-ROM等の電子媒体、Web等の通信媒体等、媒体を問わない。以下、「研究会資料」という。）に掲載される論文、画像、映像等の著作物（以下、「論文等」という。）に関する著作権の帰属及び取扱いについて定めることを目的とする。

(著作権の帰属)

第2条 本学会の第一種研究会に投稿される論文等（以下、「1項論文等」という。）に関する著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定される全ての権利。以下、本規程において同じ。）は、投稿された時点で、著作者から本学会に譲渡される。ただし、投稿された論文等が研究会資料に掲載されないことが決定した場合、本学会は当該論文等の著作権を著作者に返還する。

2 本学会の第二種研究会及び第三種研究会に投稿される論文等（以下、「2項論文等」という。）に関する著作権は、著作者に帰属する。

3 特別な事情により第1項及び前項の規定が適用できない場合及び著作者が第1項及び前項の規定の適用を希望しない場合は、著作者の申立てにより、著作者と本学会で協議の上、その取り扱いについて決定する。

(著作者人格権の不行使特約)

第3条 著作者は、本学会及び本学会が許諾する者が論文等について以下の各号の行為を行う場合、本学会及び本学会が許諾する者に対し、著作者人格権を行使しない。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 研究会資料への収録及び電子的配布に伴う改変
- (3) アブストラクトのみを抽出して利用、もしくは要約の作成、翻訳
- (4) その他法令等に基づき同一性保持権を適用することが適切でない改変

(著作者による利用の許諾)

第4条 著作者は、1項論文等について、本学会の出版物発行前後にかかわらず、いつでも著作者個人のWEBサイト（著作者所属組織のサイトを含む。）において自ら創作した論文等を掲載することができる。ただし、掲載に際して本学会の出版物にかかる出典（当該出版物が発行された場合に限る。）及び利用上の注意事項として後記**を

明記しなければならない。

- 2 著作者は、1項論文等について、本規程に従い、自ら利用することができる。但し、著作者による利用が本学会の運営に支障を与える場合は、本学会は著作者に当該利用の中止を求めることができる。

(著作物の利用許諾及び対価の活用)

第5条 著作者は、2項論文等について、本学会が、本学会活動の範囲内において、あらゆる態様で当該論文等を使用及び利用することを許諾する。

- 2 2項論文等について、第三者から本学会に対して利用許諾の要請があり、本学会が必要と認めた場合は、本学会は、本学会の活動に必要な範囲において、当該第三者に対して当該論文等の利用を許諾できる。なお、本学会は、理事会の承認を得て、利用許諾する権利の運用を外部機関に委託することができる。
- 3 前項の利用許諾により第三者から本学会に対して対価の支払いがあった場合には、本学会が受け入れ、本学会の活動のため有効に活用する。
- 4 著作者が本条1項から前項までの規定の適用を希望しない場合は、著作者の申立てにより、著作者と本学会で協議の上、その取り扱いについて決定する。

(著作物の利用)

第6条 本学会、本学会の各研究会及び本学会が許諾する者が、以下の条件を満たす場合は、論文等を、他の著作物に複製利用し、又はWebサイト掲載等の方法により開示利用することができる。

- (1) 論文等の発行あるいは公開以降の利用であること
- (2) 1項論文等の場合は本学会の著作物であること
- (3) 第3条で規定する著作者人格権を行使しない範囲を超えて論文等の内容を改変しないこと
- (4) 電子データの形での利用の場合、ダウンロード等の設定は、1項論文等については本学会が定める規程を順守すること、2項論文等については各研究会が定める規程を順守すること

(例外的取り扱い)

第7条 他の学会等との共催行事に投稿される論文等の著作権について別段の取り決めがあるときは、当該取決めが本規程に優先して適用される。

(著作権侵害紛争処理)

第8条 論文等に対して第三者による著作権侵害(あるいは侵害の疑い)があった場合、本学会と著作者は、その対応について協議し、解決を図るものとする。

- 2 論文等が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、著作者が一切の責任を負う。

(免責)

第9条 本学会は、本規程に定める論文等の正確性、完全性、商品性及び特定の目的に対する適合性等に関して、明示又は黙示にかかわらず、一切の表明及び保証を行わない。

2 本学会は、論文等の利用の結果として生じた損害（知的財産権の侵害に関する損害を含む。）について、通常生ずべき損害であるか特別の事情により生じた損害であるかにかかわらず、一切の責任を負わない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究会担当理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1 この規程は2017年7月18日より実施する。

2 本規程改定前の著作権の取扱いについては、従前の通りとする。

2017年7月18日

**利用上の注意事項の例：

ここに掲載した著作物の利用に関する注意 本著作物の著作権は人工知能学会に帰属します。本著作物は著作権者である人工知能学会の許可のもとに掲載するものです。ご利用に当たっては「著作権法」に従うことをお願いいたします。

Notice for the use of this material. The copyright of this material is retained by the Japanese Society for Artificial Intelligence (JSAI). This material is published on this web site with the agreement of the author(s) and the JSAI. Please be complied with Copyright Law of Japan if any users wish to reproduce, make derivative work, distribute or make available to the public any part or whole thereof.

All Rights Reserved, Copyright (C) The Japanese Society for Artificial Intelligence.